

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	学校給食費無償化事業（学校給食費補助事業）		事業の概要	子育て支援施策の一環として、子育て世代の保護者の負担を軽減するため、また、給食が成長期の児童・生徒にとって重要な役割を担っている観点から、給食費の無償化を段階的に実施し、完全無償化を目指す。			目標指標名	完全無償化
基本目標	Ⅲ ふるさとを想う教育・文化のまちづくり			数値目標	100%			
基本施策	1 学校教育等の充実			数値目標以外				
個別施策	2 義務教育の充実			目標値算出の考え方	実施児童・生徒数/当該年度の児童・生徒数			
担当課	教育委員会	学校給食センター	性質別	任意的事業	根拠法令等	学校給食法・食育基本法		
区分	継続	事業期間	令和 3 年 ～ 年					

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	・小学生（対象人数約1,825人） 500円/月 延べ人数 19,766人 補助金額 9,888,000円 ・中学生（対象人数約1,035人） 4,800円/月 延べ人数 11,099人 補助金額 48,410,031円 ＊中学生分の9月は休校の為に日割りで4日分 ・北茨城特別支援学校中学部（市内生徒）9名 補助金額 242,400円			・小学生 1,750人×500円×11月 補助金額 9,625,000円 ・中学生 1・2年生 685名×4,800円×11月 ・中学生 3年生 325名×4,800円×10月 325名×283円×6日（3月分） 補助金額 52,319,850円 ○北茨城特別支援学校中学部（市内生徒） 10名×52,800円（上限） 補助金額 528,000円			・小学生 1,738人×4,300円×11月 補助金額 82,207,400円 ・中学生 1・2年生 615名×4,800円×11月 ・中学生 3年生 338名×4,800円×10月 338名×290円×6日（3月分） 補助金額 49,186,100円 ○北茨城特別支援学校（市内生徒） ・小学部12名×47,300円（上限） ・中学部10名×52,800円（上限） 補助金額 990,000円			・小学生 1,687人×4,300円×11月 補助金額 79,795,100円 ・中学生 921名×4,800円×11月 補助金額 48,628,800円 ○北茨城特別支援学校（市内生徒） ・小学部12名×47,300円（上限） ・中学部10名×52,800円（上限） 補助金額 990,000円			・小学生 1,637人×4,300円×11月 補助金額 77,430,100円 ・中学生 901名×4,800円×11月 補助金額 47,572,800円 ○北茨城特別支援学校（市内生徒） ・小学部12名×47,300円（上限） ・中学部10名×52,800円（上限） 補助金額 990,000円		
指標の年度ごと目標値等	45%			45%			100%			100%			100%		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	58,540千円	県補		62,473千円	県補		132,384千円	県補		129,414千円	県補		125,993千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	58,540千円		一財	62,473千円		一財	132,384千円		一財	129,414千円		一財	125,993千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	45%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	小学生への無償化を段階的に進める。			事業の方向性	財源について		備考	
	小学生は、令和2年度値上げした分500円を引き続き補助し、中学生（特別支援学校中等部の市内生徒も含め）無償化することができた。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

事業の優先度・総合評価

事業名： 学校給食費無償化事業（学校給食費補助事業）

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

--

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	学校給食センター調理等業務委託事業			事業の概要	新センター稼働に伴い、専門的な知識を有する事業者へ委託し、安定した指揮管理体制・調理人員のもと、北茨城市が作成した献立表、調理業務指示書等に基づき、市が調達した食材を使用し調理を行い、各学校毎の配食、食器等の洗浄、調理機器等の点検を行う。令和3年度は、副食（1献立3品）、令和4年度から炊飯を開始する。約3,100食/日 年間約185日	目標指標名	調理員数		
基本目標	Ⅲ ふるさとを想う教育・文化のまちづくり					数値目標	34名		
基本施策	1 学校教育等の充実					数値目標以外			
個別施策	2 義務教育の充実					目標値算出の考え方	安定した人員確保により、安全な給食の提供が図れる。		
担当課	教育委員会	学校給食センター		性質別	任意の事業	根拠法令等	学校給食法・食育基本法		
区分	継続	事業期間	令和3年～令和年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 旧給食センターでの業務4月～7月（一学期）給食回数68回 旧センターから新センターへの引越し 新給食センターでの業務（二学期以降）給食回数101回 			上記「事業の概要」の記載の内容を引き続き実施する。令和4年度から炊飯業務開始。			上記「事業の概要」の記載の内容を引き続き実施する。令和6年度からの委託のためのプロポーザルを実施する。			上記「事業の概要」の記載の内容を引き続き実施するが、令和5年度にプロポーザルを行い決定した業者となる。			上記「事業の概要」の記載の内容を引き続き実施するが、令和5年度にプロポーザルを行い決定した業者となる。		
指標の年度ごと目標値等	32人			34人			36人			36人			36人		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	82,456千円	県補		89,760千円	県補		89,760千円	県補		89,760千円	県補		89,760千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	82,456千円		一財	89,760千円		一財	89,760千円		一財	89,760千円		一財	89,760千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性						
目標指標の実績	32人		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A	令和4年度に食物アレルギー対応マニュアルを作成し、アレルギーを卵のみにしたところ対象者が1人と少数のため令和5年度は見送りとした。今後アレルギー対応食を始めるには、当初の委託契約で、アレルギー対応食の契約をしていないため始める場合は追加で契約する。			事業の方向性	財源について		備考
	新規採択					拡大			
	現状維持	○				計画通り	○		
	見直して継続					削減			
	拡充					/			
	改善								
	縮小								
統合									
休止・廃止									
不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---